

# 松原市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
松原市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 計画の期間と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 5
4. 今後のフォローアップについて・・・・・・・・・・ 8

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

- ◆本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（第8条）に基づき、松原市教育大綱および第2期松原市教育振興基本計画に即して策定するものである。
- ◆松原市の教育理念である「安心・安全な教育環境づくり」「地域とともにある学校づくり」を各校において実践できるよう、教育職員が健康に働き続けられる環境整備を目的とする。
- ◆責任ある働き方改革を通して児童生徒に向き合う時間を創出し、児童生徒理解を深め、学力向上に向けた授業改善や学級経営の質を高めることを目指す。

### (2) 松原市の現状

#### ◆教育活動の特徴

本市は、令和8年4月に松原西小学校と河合小学校が統合され、新しく高見の里小学校を開校したことで、小学校14校、中学校7校、計21校を所管し、中学校区内で地域連携を基盤とした小中学校9年間の教育活動を行っている。

市域がコンパクトなため、学校間連携や教育施策の展開が迅速に行えるといった特徴があり、全小中学校がインターナショナルセーフスクール（ISS）国際認証を取得するなど、地域・家庭・学校が連携し、心の面・身体の面のどちらにおいても安心・安全な学校づくりの取組みが構築されてきている。様々な教育活動は、学校運営協議会での議論や地域教育協議会との連携など、中学校区内の地域・学校園が一体となり取組みが推進されてきている。地域フェスタや毎学期開催される校区人研などはその一つである。

このような校区・地域を基盤に、人権教育を柱として様々な教育活動が展開されており、多様な生活背景がある子どもたちも、自分のくらしに誇りを持ち今後の将来を築く力を培うため、地域と連携したキャリア教育や、喜びも悩みも共有できる集団づくりの取組みが継承・発展されている。これまで培ってきた取組みがアップデートされ、新たな地域協働の教育活動が進み、児童生徒が自ら感じ、考え、行動する主体的な取組みが推進されてきている。

#### ◆働き方改革の現状と課題

本市においては、上記のような教育活動が実践できるよう「松原市立小中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針（令和2年4月1日）」を示し、一斉退勤日、学校閉庁日の設定や時間外メッセージ電話対応、学校行事や校内会議の精選、校務支援システム ICT 機器を活用した在校等時間の管理、通知票や指導要録等公文書を含めた書類作成の効率等を図ってきた。表1は方針を示す前の令和元年度と令和6年度の時間外在校等時間を比較したものである。表2は全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙からのアンケート結果で

ある。これらの表からは時間外在校等時間は減ってはきているものの、月45時間を超える時間外在校等時間が生じている教育職員が一定数存在していることや、児童生徒が「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」という質問に肯定的に回答している割合が上昇していることがわかる。

表1 時間外在校等時間の状況（教育職員の平均）【在校等時間管理簿より】

	年平均		月45時間を超える割合		月80時間を超える割合	
	令和元年度	令和6年度	令和元年度	令和6年度	令和元年度	令和6年度
小学校	月40.6時間	月37.5時間	44.0%	34.9%	17.7%	8.6%
中学校	月60.9時間	月47.3時間	58.8%	48.0%	51.7%	15.7%

※「松原市立小中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針（令和2年4月1日）」による働き方改革の取り組み前（令和元年度）と令和6年度のデータ。方針では時間外在校等時間は月45時間以内・年360時間以内と示している。

表2 児童生徒アンケート肯定的回答割合【全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より】

アンケート項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」	66.5%	69.1%	69.7%	73.6%

以上のことから現在課題となっていることについて主なものを5点に分類した。

①生徒指導の状況

各小中学校の児童生徒数は減少傾向であるが、生起する問題行動は複雑化し、背景に家庭環境や心理的困難を抱えるケースが増えており、対応に時間を要する事案も増加している。また、不登校児童生徒が増加しており、該当児童生徒への個別支援も必要となっている。

②支援教育

支援学級在籍児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒が増加し、個に応じた支援の充実が必要となっている。

③多文化共生・日本語指導

日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、学習面、生活・文化面において個別に配慮した支援と、多文化共生を目指した教育活動が必要となっている。

④校務負担

会議、行事、調査回答、保護者対応を含めた個別支援など多岐にわたる業務が、教員の勤務時間を圧迫している。ICT未活用の場合には成績評価等の負担が大きくなっている。また、校務分掌により業務負担が偏っている現状もある。

#### ⑤時間外勤務

時間外の長時間勤務が続くことで、健康上の課題や精神的負担につながっている。

## 2. 計画の期間と目標

### (1) 計画の期間

◆令和8年度から令和11年度まで（4年間）とし、1年ごとに計画の見直しを行う。

### (2) 時間外在校等時間に関する目標

◆1か月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員割合を年次ごとに増やしていき、最終的に100%にすることを目指す。【令和6年度：60.5%】

◆1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を1年で2.5時間ずつ減らしていき、4年後には30時間程度を目指す。【令和6年度：40.9時間】

### (3) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

◆年間の年次有給休暇取得日数が10日未満の教育職員割合を減らす。  
【令和4年度調査結果：中学校42.4% 小学校21.5%】

◆ストレスチェックにおける高ストレス者割合の前年度比2%減少を目指す。  
【令和7年度：15.6%】

◆児童生徒質問紙のアンケート項目「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」の肯定的回答割合を前年度比に対して上昇又は維持する。  
【令和7年度：73.6%】

## 3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ. A類型（学校以外が担うべき業務）

◆学校徴収金について  
・市教育委員会が主体となり、公会計化に向けた取組みについて調査、研究を行う。

◆保護者からの過剰な苦情や不当な要求等について

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

#### ロ. B類型（教師以外が積極的に参画すべき業務）

##### ◆部活動について

- ・「松原市立中学校に係る部活動の方針」に則り、引き続き適切な休養日及び活動時間の設定を行う。
- ・令和9年度中にすべての部活動の種目において、拠点校部活動の実施を実現する。
- ・令和11年度には、拠点校部活動において教育職員以外の地域人材が指導を行う地域クラブ活動に移行していく。それに伴い、教育職員の兼業体制の確立を図っていく。

##### ◆校務支援システムの活用

- ・市教育委員会への諸届については、校務支援システムの活用や公印省略の検討を進め、令和11年度までに100%電子化を目指す。
- ・出退勤管理等については、校務支援システムでの申請・承認をより一層進める。

#### ハ. C類型（教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務）

##### ◆授業準備や評価について

- ・授業準備、学習評価や成績処理については、AIドリルや教育支援ソフト、自動採点ソフト等のデジタル技術の活用を促進する。

##### ◆専門人材も含めたチームでの教育相談等の実施

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加率を高め、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育職員同士又は専門家も交えた教育相談や生徒指導のための児童生徒との面談の時間を、週単位で確保する。

##### ◆配慮が必要な児童生徒への支援

- ・医療的ケア看護師、介助員や教育支援員等、医療・福祉等配慮が必要な児童生徒の教育活動を保障するために配置している人材については、現在同様配置率100%を維持する。
- ・日本語指導が必要な児童生徒の教育活動を支援する日本語指導協力員の配置率100%を維持する。

##### ◆いじめ対応について

- ・いじめの未然防止・被害拡大の防止のために、令和7年4月より、市長部局にいじめ対策支援課が創設された。今後も相談用アプリの活用を促進していくとともに、いじめ対策支援課との連携を進め、いじめの早期解消を図っていく。

## (2) 学校における措置の推進

- ◆学校行事等について
  - ・各校において毎年度末にその意義や教育的効果を総括し、見直しを行うこととする。
- ◆校務分掌について
  - ・校務分掌については業務の偏りのないように、これまで同様毎年度見直しを行うこととする。
- ◆校内会議について
  - ・校務支援ソフト等 I C T の活用を推進し、令和 8 年度から時間上限を設定する等会議時間の短縮を目指す。

## (3) 在校等時間の管理及び健康確保に関する措置

- ◆**在校等時間の把握**
  - ・校務支援システムで記録し、校長は週次、市教育委員会は月次で確認する。
- ◆**長時間勤務者への措置**
  - ・時間外在校等時間が月 4 5 時間見込みの場合は、校長が面談を行う。
  - ・時間外在校等時間が月 8 0 時間相当となる場合は、市教育委員会へ報告し改善策を協議する。
- ◆**勤務間インターバルの確保**
  - ・1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保を徹底するために、特別な状況を除いては遅くとも午後 9 時には退勤するよう働きかけ、長時間勤務を抑制する。
- ◆**ストレスチェックによる自己の健康状態の把握とカウンセリング**
  - ・ストレスチェックについては年 1 回継続して実施するとともに、市教育委員会作成の簡易セルフチェックも新たに年 2 回実施し、短い期間で教育職員が自己の健康状態を把握できるシステムを確立し、高ストレス者はスクールカウンセラー等による面談を行える環境を整える。
- ◆**年次有給休暇取得の促進**
  - ・年次有給休暇取得促進のため学校閉庁日を活用し、前年より取得率向上を目指す。また、個々が毎月定例的に年次有給休暇を取得する「計画年休制度」の導入について調査・研究を進める。
- ◆**相談窓口の設置**
  - ・メンタル等の相談体制については、令和 8 年度中に相談窓口を設置する。

## 4. 今後のフォローアップについて

### ◆松原市働き方改革推進会議での検証

- ・教育委員会内の校務改善担当者は計画の進捗管理を行い、教育長を総括責任者とした「松原市働き方改革推進会議」を年2回開催し、本計画の分析と検証を行うとともに、校長会での共有を行う。
- ・検証データとしては、教育職員に関するデータ（在校等時間、年休取得、ストレスチェック等）と、児童生徒に関するデータ（学力実態、問題行動、学校教育自己診断結果）を用いて検証する。

### ◆各校における検証

- ・各校において、毎年度末に業務分担の偏り具合や、業務のDX化、専門家の連携等について進捗の確認と効果検証を行う。
- ・校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、教育職員が子どもたちにより良い教育を行うことができるよう、本計画に基づいた教育職員の働き方改革に向けた取組みを実践する。

### ◆点検・評価及び公表

- ・市教育委員会は毎年度、在校等時間、業務改善状況、健康確保措置の実施状況を点検する。
- ・本計画及び実施状況は適宜市ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。